

平成24年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） おはようございます。

9月に入り、はや10日が過ぎました。どうなるのか、大丈夫なのかと、あれほど議論された仮庁舎への移転も、議場入り口のソファに引っ越しシールが張られているのを見ますと、これが現実なのだ感慨深いものがございます。職員の皆様、議会对応の合間を縫っての引っ越し作業、本当に御苦労さまでございます。

しかし、行政事務に滞りは許されません。過日は、賛否の意見が飛び交いはいたしましたが、今は、市民サービスに低下を来すことがないように、迅速に、かつ安全に実施していただくことをお願いさせていただきます。

さて、私自身、この庁舎移転を機に、これまでの議員生活を振り返ると、市民の後押しがあつて足を踏み入れた、この議場とも、今回を持って別れを告げなければならないことに、正直なところ、寂しさと心残りを感じております。

なぜ、心残りがあるのか。それは、この議場において、自分が何をし、何を残すことができたのかと立ちどまると、納得と反省が入り混じっている過去に気づかされるからでございます。したがって、まだこれからでございます。私は、市役所が移り、議場が移っても議論し、要望し、結果を求め続けていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そこで、今回は、これまでも議場や委員会において訴え続けてまいりましたが、納得の域に至っていない課題について、再確認と再整理をすることを目的に質問させていただきます。

なお、課題を捉える視点は異なっても、貫いているものは、行政は人なりでございます。このことを最初に明言させていただきます。

それでは、質問に移ります。

質問の第1は、財政健全化についてでございます。

これまで、私は、歳入確保について、債権管理の視点から、本市の姿勢について確認をしてみました。それは、債権管理は、払うべきものは払ってもらおうといった即物的な行為だけではない。払うべきものを払わない、または払うべきものを払うことができないといった市民に対して、納税等を通じて義務と権利を再教育することが生活再建に直結すると考えているからでございます。この点についても御質問をさせていただきますが、今回は、視点を変えて、資産運用から歳入確保について、本市の方針を確認させていただきます。わかりやすく申し上げますと、あるものをどうやってふやすのかでございます。

今日、社会情勢からして、税収等の自然増加は決して見込めません。したがって、限られた資産を安全かつ安定して運用しながら増収を図ることは、全ての自治体に課せられた命題であり、それをつかさどる会計管理者の役割は大きなものと考えます。

そこで、1点目は、この会計管理者の役割について、本市ではどのような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

2点目は、これまでの続きでございます債権管理についてでございます。

過去の定例会等では、現況について、かなり具体的な御答弁をいただきました。そこで、具体的な取り組みについて、第2回定例会以降の進捗状況、とりわけ条例制定に向けたスケジュールと組織体制について、どのような実情にあるのか、お伺いいたします。

質問の第2は、特別支援教育についてでございます。

この特別支援教育については、これまでもさまざまな視点から質問し、回答をいただき、歩幅は別として、着実な前進に向けて、私は支援をしてきたつもりでございます。

しかし、その中にもあっても、私、そして、多くの保護者にとって胸につかえている案件が特別支援を要する児童・生徒に対する個別の教育支援計画の作成でございます。再三にわたり、全ての特別支援を要する児童・生徒については作成するとの御答弁をいただいております。

しかし、なぜ、いまだに作成できないのでしょうか。松盛前教育長、植松教育長がやると口にされてから、どれほどの歳月がたっているのでしょうか。そして、教育現場では、子どもたちの道筋となる計画もなく、大丈夫なのでしょう。保護者からの次のような声を聞くと、私自身も疑問を打ち消すことはできません。

まず、作成に当たり、担任との面談がない。担任から作成するよう手渡された。担任から納得のいく説明がない。作成しても運用されていない。作成の目的がわからない。担任は、目的を持って作成しようとしているのか。作成されているようだが、内容はわからない。さらには、納得できず断った等々、次々に耳を疑いたくなるような厳しい内容をなぜいまだに耳にしなくてはならないのでしょうか。

もちろん、何度も担任と面談を繰り返し、納得するまで話し合いを持っていただけるようになり、今は安心しておりますとの声も聞かれます。しかし、その大部分は、不安を訴える声であり、担任とのやりとりが不十分であることがうかがわれ、支援計画の捉え方が曖昧なのか、それとも、支援計画の意味が理解されていないのか。過去からの教育委員会よりいただいてきた御答弁と学校の実情とのギャップを痛感せざるを得ません。

そこで、現在までの作成状況と今日までに行われたと思われる教育委員会の検証・評価についてお伺いいたします。

以上、私の第1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、小川利枝子議員の一般質問にお答えしてまいります。

大きな2番目、特別支援教育については、教育長がお答えいたします。

それでは、大きな1番目、財政健全化について、初めに、1点目の質問でありますけれども、資産運用についてお答えいたします。

初めに、会計事務の組織についてですが、普通地方公共団体の会計事務においては、公正な執行を確保する観点から、収入及び支出の執行に関し、命令を行う権限とその命令に従って具体的な収納、支払い、つまり、出納を行う権限とを分離し、それぞれ別の機関がこの権限に属する事務を行うこととなっております。

前者の命令を行う権限としては、市長である私が行い、そして、いわゆる出納は会計管理者が行うということになっております。

さらに、出納事務の効率的運営と現金亡失の事故防止などを図る観点から、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることとしており、本市では、株式会社千葉銀行を指定しております。

次に、実際の資産の運用、現金の運用についてお答えいたします。

本市では、一般会計と特別会計を合わせた平成23年度決算見込み額で約820億円に上る財政規模を有しており、多岐にわたる行政活動により、多額の現金の動きがあります。これらの現金のほか、職員から源泉徴収した所得税、共済掛金等の歳入歳出に属さない現金、基金に属する現金があり、地方自治法及び同法施行令では、これらの現金の保管に係る事務は会計管理者がつかさどり、最も確実かつ有利な方法により保管するものとされております。

最も確実かつ有利な方法とは、通常、金融機関へ預金して安全に保管することであり、かつ、支払い準備金に支障のない限り、適時適正に預金による運用の利益を図ることであって、これを基本的な原則としております。

ペイオフが解禁され、預金の一部しか保護されない不安がある一方で、資金運用の形態にも、さまざまな金融商品があらわれてきており、財政状況の厳しさを反映して、歳計現金もできるだけ有利に運用をする必要性があることから、本市は、金融機関の経営状況の監視に最大限の注意を払いつつ、運用収益の最大化にも努めるよう、習志野市公金管理方針を定めているところであります。

次に、債権管理の御質問につきまして、1、第2回定例会以降の債権管理作業部会及び庁内検討会の進捗状況、2つ目として、条例制定に向けたスケジュール、そして、3点目として、組織体制の3点についてお答えいたします。

1点目の作業部会、庁内検討会の進捗状況につきましては、市債権を所掌する係長を中心とした作業部会にあつては、6月25日と7月18日及び8月1日において3回の会議を開催しまして、庁内の債権検討班、そして、システム検討班、先進市分析班及び収納率向上検討班の4班に分かれ、それぞれの課題について分析と検討を重ねてまいりました。

検討内容は、庁内各所属が抱える債権を強制徴収公債権と非強制徴収公債権及び私債権に分類した上で、それぞれの法的根拠等をもとに、各所属での債権データの管理状況及び各所属のシステム連携の研究、債権管理に関する県内近隣市の調査及び庁内債権全般に関する収納率向上についての整理・分析等を実施したものであります。

次に、各部次長で構成する庁内検討会につきましては、ただいま申し上げました作業部会の検討内容等を受け、8月6日に会議を開催いたしました。会議内容は、部会にて、庁内各所属の債権を強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権に分類した結果についての再検討、そして、平成25年4月設置に向けて進めている新しい組織体制及び所掌事務に関する検討、そして、新しい組織と各債権担当課との連携及び役割分担の協議、そのほか、今後のスケジュール等について検討を重ねました。

2点目の新しく制定しようとしている条例の中で、(仮称)習志野市債権管理条例の制定に向けたスケジュールにつきましてお答えいたします。

本条例は、本市債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、健全な行財政運営に資することを目的とし、制定しようとするものであります。

今後のスケジュールといたしましては、組織並びに条例案について、作業部会及び庁内検討会での検討を進めながら、その後、庁議を経て、本年12月定例会、次の定例会に議案を提出し、平成25年4月1日の条例施行を予定しております。

3点目の新しい組織体制についてお答えいたします。

新たな徴収体制の強化として、平成25年度設置に向けて進めている新しい組織体制を(仮称)債権管理課として、(仮称)債権管理条例に基づいて、市の債権管理の一層の適正化を図ることを目的に設置しようとするものであります。職員構成は、機動力を発揮するため、税務経験を有する職員や差し押さえ等の専門知識を有する国税局または県税事務所出身の方々による対応を検討しております。

平成25年度を迎えるに当たり、歳入の根幹である市税、保険料、使用料など、市の財源を確実に確保すること、並びに、市民負担の公平性を期すために、新たな取り組みとしての(仮称)習志野市債権管理条例、そして、新たな組織として設置しようとしている(仮称)債権管理課を設置し、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、健全な行財政運営を実行してまいりたいと考えております。

2点目の特別支援教育については、教育長がお答えいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。お聞き苦しい点、大変失礼いたしました。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員からの一般質問になります特別支援教育について、個別の教育支援計画について、現在までの作成状況と今日までの検証・評価に対する教育委員会の考え方を伺うという御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、作成状況であります。平成24年6月定例会でお答えしましたとおり、作成の対象となる児童・生徒数は268名で、このうち6月時点で170名が作成を完了しました。6月に未作成であった98名につきましては、その後の保護者面談などを通して82名の作成が完了いたしました。作成が完了していない16名につきましては、保護者の方との合意を図ることができず、作成に至りませんでした。今後も、子どもの支援を行いながら、保護者に個別の教育支援計画を作成することの効果継続して説明し、御理解いただけるよう指導していきたいと考えております。

これまで進捗が図れなかった原因につきましては、1つには、担任が保護者に説明する内容について、教育委員会から個別の教育支援計画の役割や作成の意義をパンフレットのような明確な形で示していなかったこと。2つ目には、作成に当たり、児童・生徒個々の障がい特性を的確に見極めることが難しい担任への指導主事の支援が不足していたこと。3つ目には、作成状況の確認や内容を精査する場の設定ができていなかったこと。このようなことが主な理由であると考えております。

また、校長会議や教頭会議、コーディネーター研修、特別支援担当者への研修などを通して、作成に向けたサポートを行ってまいりましたが、教育委員会の指導・支援が作成に関して現場の意識を十分に高められなかったことと認識をしております。

以上のような学校現場の実態を捉え、今年度から個別の教育支援計画の作成に当たって、指導主事が指導の手だて等を確認する機会をこの8月中旬に設けました。また、教員と保護者への周知と理解を図るためのパンフレットの配布を今年度中に計画をしております。

個別の教育支援計画は、障がいのある子どもにかかわる教育、医療・福祉などの関係機関の関係者や保護者などが子どもの障がいの状態などにかかわる情報を共有し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割などについて把握するとともに、児童・生徒により異なる発達段階や発達課題を念頭に置いた日々の指導・支援の具体的目標と手だて、配慮事項を計画する内容となっております。

ります。

これまでの進捗状況について振り返ることを通し、個別の教育支援計画を作成することは、特別支援を必要とする一人一人の児童・生徒への支援の思いのあらわれであることを全ての教員が理解することが最重要であると再認識しております。そして、この点を保護者の方に十分に御説明していくことが大切であり、計画を継続した者は、1学期中のできるだけ早い時期に完了できるように、具体的な方法を提示していくことこそ、教育委員会の責務であると考えます。

教育委員会といたしましては、担当指導主事を推進役として、教育委員会全体で共通理解し、保護者の皆さんや現場の声にさらに耳を傾け、課題を見極めながら、一層の進捗を図ってまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、教育長、ありがとうございました。

特に教育長におきましては、就任当初、御多忙だったと思いますが、保護者との懇談の場を設けてくださいました。その後も、指導課の担当者とは何度となく懇談を開いていただきました。そのような場の折、保護者とお約束をしてくださった。そういうことに対しまして、まだ、なかなか進まない旨をお答えいただいたと、私は受けとめております。大変心苦しい心境はお察しいたします。

しかし、教育委員会を代表する教育長が答えてこそ重みが増し、ここにいらっしゃる学校教育部長を初め、全ての教職員の気が引き締まるのではないかと、私はそう思っております。まずは、素直なお気持ちで御回答をいただきましたことを評価させていただきます。大変にありがとうございます。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

初めに、資産運用についてお尋ねいたします。

大変お恥ずかしいこととは知りながら、感想をまず言わせていただきますと、市長の御答弁から、会計管理者の権限と責務ですね、この大きさ、こういうものに改めて知った感がいたします。加えて、不安がある一方で、運用収益の最大化に努める。こういう担当者の力量、そういうものが実績に直結するんだと。大変やりがいのある業務であるのだなということを感じました。

しかし、行政は組織でございます。会計管理者の権限をあるときは増長させ、あるときは規制する。習志野市には、習志野市なりの資産運用に係る、そういう方針があることと思います。

そこで、習志野市は500億円を超える予算規模を要しておりますけれども、現在、現金の取り扱いについて、どのような方針のもとに運用されているのでしょうか。

また、指定金融機関について、このことについてもどのような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

◎会計管理者(野中良範君) はい。それでは、現金の取り扱いについて、どのようなもとで運用されているのか。また、指定金融機関の位置づけについてお答えをしたいと思います。

まず、市の現金の動きから申し述べたいと思います。

市の現金の動きには2つございます。まず1つは、税金や使用料・手数料等の収納を受けたり、事業の執行に伴い支払いを行う公金の収納、支払い、この動きと事業に充てるまでの資金や基金に属する資金を保管・運用する公金の運用とに大きく2つ分かれます。

公金の収納でございますけれども、これは、指定金融機関にある会計管理者口座での直接の収

納のほか、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信用金庫、農業協同組合など、本市と契約した16行各支店及びゆうちょ銀行、郵便局、それから、最近ではコンビニエンスストアを通じ、会計管理者の口座に振り込まれるまでの動きがございます。

これら取り扱い金融機関は、現金が数日間、滞留することになりまして、8月で見てもみると、日平均で金融機関全体で約1億円程度でございます。しかし、これらの現金につきましては、運用は生じません。

そこで、公金の運用でございますけれども、事業を執行する過程で、市の収納と支払いにはずれが生じまして、直ちには支払われない現金が会計管理者の口座に生じます。平成23年度の日平均残高で申し上げますと、約90億円程度となっております。

内訳で申し上げますと、歳入歳出に属する歳計現金、歳入歳出外現金で平均残高約34億円、基金に属する現金で平均残高約53億円があり、このほか、制度融資の預託金として、会計管理者口座以外にも10行に約6億円の現金がございました。

御質問の会計管理者が行う資産の運用に係る現金とは、今申し上げました歳入歳出現金等の約34億円にかかわるものでございまして、これらの現金の取り扱い方針は、先ほど、市長が申し上げましたように、地方自治法及び同法施行令、そして、習志野市公金管理方針に基づき、1つとして、安全性の確保を最優先として現金を毀損しないこと。2つとして、流動性の確保、すなわち支払い準備に支障を来さないこと。3つとして、効率性の追求、すなわち収益を最大化すること。これらの順に運用することになっております。

公金の運用には、大事な局面がもう一つございます。今申し上げましたように、通常は現金に残高が生じるものでありますけれども、収納と支払いのずれによって一時的に資金ショートを起こす時期がございます。そのため、市では、議会の議決を得た限度で、一時的に借入金を借り入れし、支払い準備金を確保しております。近年は、各基金、現金から振りかえて使用しており、利息をつけて借りております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。わかりやすく御説明をいただきまして、ありがとうございます。

会計管理者みずから御答弁いただきまして、より一層、理解が深まったように感じております。

特に資産運用においてでございますが、究極までに安全性を求めたリスク回避と申しましょうか、リスク管理ですかね。そういうリスク管理に関して細心の注意を払っていることが確認できまして、心強く感じております。

そこで、実際に、資産運用でどれぐらいの効果があるものなのか。本市の方針と具体的な方策についてお示しをいただき、御説明をお願いいたします。

◎会計管理者(野中良範君) はい。現在の方策と運用実績について申し上げます。

初めに、現在の方策についてお答えします。4点ございます。

第1に、安全性の確保の観点から、公金の支払い、収納につきましては、無利息の決済用普通預金の会計管理者口座で保管をしております。金融機関が破綻した場合、ペイオフにより利息付きの資金は元金1,000万円とその利息までしか保護されないこととなっておりますが、決済用普通預金は全額保護の対象となっているからでございます。

第2に、余裕資金は流動性の確保の観点から、利息付きの普通預金にも保管し、現金ができる環境を向上させております。

第3に、余裕資金は、定期預金、または国債による運用をしております。定期預金は、金融機関の経営状況の指標を把握した上で、預け入れ先金融機関を選択し、指定金融機関のほか、他の安全な金融機関へ分けて預金し、万が一の破綻のリスクの分散に努めております。また、国債を中途解約する場合には、金融状況によっては元金割れを起こす恐れがあることから、中途解約せずに、満期まで保有するよう資金計画をきちんと立てて運用しております。

第4に、定期預金金額の水準は、金融機関の破綻に備え、金融機関が保有する借入金等の相殺が可能となる水準としております。

長くなりましたけれども、次に、運用実績についてお答えをいたします。

8月末現在、この時期は比較的、市には余裕資金がございますので、現在、約45億円の運用をしているところでございます。4月から8月までは、延べ約109億円となります。

延べの内訳でございますけれども、金融機関4行への定期預金等で84億円、1行平均残高約21億円程度、延べ預け入れ日数は193日、それと、国債短期証券、いわゆる国債でございますけれども、これで25億円、1社平均残高約12億円程度、平均保有日数42日で運用しております。平成23年度の実績は、定期預金等で100億円、1行平均残高25億円でございます。

利回りの実績でございますけれども、現在、市場では、皆さんの普通預金の場合、ほとんど0.02%というふうになっているかと思っておりますけれども、こういった低金利の中、習志野市の第1四半期では資金ショートもございまして、5万円の利息収入で平均利回り0.003%、しかし、第2四半期では89万5,000円の利息収入で0.0998%の平均利回りとなっております。10月末までには、約130万円程度の利息収入が見込める状況でございます。平成23年度は85万6,000円の利息収入、0.08%の低金利回りでございました。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

ただいまの会計管理者の御説明を伺いまして、たかが85万円、されど85万円であることがよくわかりました。資産をきちんと動かすだけで、これだけの歳入確保につながる。そういう実態を私たちもしっかり学ばないといけないのかもしれないかもしれません。

地方自治は今、1円を笑う者は1円に泣く時代でございます。その教訓を忘れずに、まさに、地道というんですかね、こういう言葉が適切なわけですがけれども、これからも地道な努力を続けていただきたい。このように思っております。

また、私が今回特に感じたことなんですけれども、会計管理者の責務を担える人材、こういうものは一朝一夕でできるものではないかと、こういうことを感じました。

また、会計管理者がその能力を遺憾なく発揮するためには、組織のあり方ですね、こういうものも大変重要であると考えます。

そこで、資金運用における人と組織について、今後、どのような方針をお持ちなのか、お伺いいたします。

◎会計管理者(野中良範君) はい。資金運用における人、組織の今後の方針について、お答えしたいと思います。

現在、会計課における運用に係る事務は、全体の事務量の約3%となっております。日常的に市長から支出命令が送られてきまして、その審査事務及び審査を通った支出命令書の指定金融機関への支払い通知、これらにかかわる事務が全体事務量の約60%を占める中で、会計事務に

おける人の育成、組織のあり方は、収納支払い審査事務に軸足を置きつつ、運用事務の専門化を図らなければならないと考えております。

今後におきましては、人、組織につきまして、第1に、中長期的に改革意識を持って、複雑・多様化する会計事務の中で情報収集を行い、日々、研さんに努めることであると思っております。近隣他市との情報交換に努め、取り入れられるものは取り入れ、また、あらゆる機会を会計事務の質の向上につなげていきたいと考えております。

第2に、短期的には、できるだけ確な受け払いの資金計画を立てることと考えております。これらを実施してまいりたいと考えております。

さらに、今回、質問いただきまして、独立機関である出納機関の情報発信の大切さを改めて認識しましたことから、第3に、庁内及び市民に対して、さまざまな情報を発信いたしまして、相互理解を通じ、本市の出納事務の向上につなげてまいりたいと存じます。

習志野市は、道路、公園、下水、これらの社会資本整備、それから、補助金による奨励、教育あるいは収入の確保、債権を保全する。こういった行財政活動をしておりますけれども、これらの活動は予算の執行を通じて行われまして、その執行の結果は、会計課が行う出納であり、決算でございます。

歳計現金等の運用は、市の財政活動といえ、会計事務一体となって公正かつ公平に遂行していくことが本市の行財政活動を健全に維持していく上での不可欠な条件であると考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

会計管理者などの役割などにつきましては、正直なところ、まだまだ知られていない。このような現実であろうかと思えます。

先ほど、会計管理者の御答弁にもございましたが、ぜひ、今後は、市のホームページ、こういうものを通じまして、本市の資産運用の実情や実績、あと、会計管理者の役割など、こういうことにつきましても、市民はもちろん、職員にも周知していただくことを要望させていただきます。大変にありがとうございました。

次に、債権管理についてお尋ねいたします。

債権管理の重要性については、今さら述べるまでもなく、先進自治体であるお隣の船橋市の実績を見ても明らかでございます。本市も、先ほどの市長答弁にございましたように、次回第4回定例会において、平成25年4月1日施行予定の(仮称)債権管理条例を上程することや、また、平成25年度から(仮称)債権管理課を設置しようとするなど、具体的な動きが出てきております。

したがいまして、私は、この施策の重要度からだけではなく、市民への啓発の意味も含めまして、本市の次期基本構想や基本計画にしっかりと掲載すべきと考えております。

そこで、この次期基本構想や基本計画への反映につきまして、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

◎財政部長(白川久雄君) はい。お答えいたします。御指摘の基本構想並びに基本計画にかかわります対応でございます。

この内容につきましては、中長期にわたる今後のまちづくりということでの対応を図ろうとするものでございますけれども、その中で、財政の健全化、これを重要な施策と位置づけ、そのための

財源の確保としての債権管理の必要性、これにつきましては、今後の財政運営において重要な柱となるというふうに考えてございます。

そういった状況の中で、若干、本市の財政構造について御説明申し上げたいと思いますけれども、まず、歳入構造、これは、先ほど冒頭、小川議員からのお話もございましたように、長引く景気低迷という状況の中で、自主財源に占める割合は大きいんですが、今後の税収入につきましては期待はできません。

一方、歳出でございますけれども、この内容につきましては、少子高齢化を踏まえて、ますますの福祉施策の充実が求められております。とりわけ扶助費につきましては、近年において、ますます拡大をしているという状況でございます。歳入においては、増加が見込めない。一方で、歳出においては、ますます行政需要の拡大、膨らみが増してくるという状況にありまして、今後の財政運営におきましては、決して、楽観視できないという状況で考えてございます。

そういった状況の中で、次期基本計画にかかわる対応でございますけれども、財政の健全化を図るという観点から、先ほど、小川議員からお話がありました債権管理条例、これを制定する中で、来年度、組織体制の充実といいますか、徴収体制の強化としての債権管理課の設置、あわせて、民間活力としての現在も実施しておりますコールセンターの継続実施、さらには、この債権につきましては、財政部だけの問題ではございません。全庁的にまたがる対応がこれからも必要となるということで、各課との連携、取り組み、こういったことについても、次期基本計画については反映させていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

今のお話を伺っておりまして、人と組織の強化、こういうものが、これから、やはり、大変重要になってくる課題かなと、このようなことを感じました。

また、この次期基本構想・基本計画についてでございますが、できることであるならば、数値目標があることが好ましいのかなと思っております。

しかし、無理に細かい具体的な、そういうところまでは掲げる必要はないとも思っております。

債権管理については、次期基本構想や基本計画に掲載するだけでも、行政の取り組みに対する意思の強さ、やるぞという、そういう意思表示ですかね、そういうものを示すといった意味で、目標を達成できるのではないかなと、こういうふうにも考えております。

それでは、次に、専門性が重要であると。先ほども聞いておりまして、人と組織という、ここがポイントだと大変思いましたけれども、専門性が重要であるなどといった市長答弁を踏まえて、予定されている(仮称)債権管理課の職員構成について、もう少し詳細に御説明願います。

◎財政部長(白川久雄君) はい。来年4月の設置に向けて準備を進めております債権管理課の職員構成でございます。

人事案件でございますので、現段階において、明確な答弁ということは難しいところでございますけれども、この債権管理課の設置につきましては、この4月より、関係部署と協議を進めているところでございます。

現時点で、私どもが想定しております債権管理課、この組織にかかわります所掌事務につきまして御説明申し上げますと、債権管理課の所掌事務でございますが、市税、その他、市の有する債権の保全を目的とする債権管理、それと、滞納対策等にかかわります対応、さらには、市の債権

を所管する課に対する指導・助言など、全庁的にわたります市債権にかかわる適正な対応を図ろうという取り組みを予定するものでございます。

そこで、これらの目的を達成するためには、来年4月に、いわゆる機動力を即戦力として発揮していかなければならないというふうに考えているところでございます。

その中で、ただいま御質問がありました職員構成、これにつきましては、債権管理課ということで、課単位での組織を現状、考えていることから、まずは、課長、係長、それと、税務行政にかかわる専門的な対応が必要であるということから、先ほど、市長答弁にもございましたけれども、即戦力としての国税OB等による対応としての専門化、これらについても考えていきたい。あわせて、その他、税務にかかわる経験、知識を有する職員、こういうような方々の配置についても考えていきたいというふうに考えてございます。

なお、人数につきましては、定員適正化計画、これに基づき、今後、担当部と協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

今の説明の中でも、よくわかりましたけれども、今、財政部に限らず、市役所では、即戦力となる人が不足している。このことを十分、私も認識しております。

また、行政改革の一環である定員適正化計画、この推進も喫緊の課題となっております。

今いる人材、そして、呼び入れることのできる人材、こういう方々、そういう人たちをさまざまな方面から人材を発掘し、また、研修による育成とあわせて、目標に合致した職員、そして、体制ですね、そういうものが組めますよう、ぜひとも御尽力をお願いしたい。このように思っております。

また、債権管理に関する最後の再質問、これは、生活再建についてでございます。

私は、これまで、債権管理は歳入歳出の柱でございますけれども、この債権管理というのは、行政は、いわゆる取立屋ではなくて、市民の生活再建を常に念頭に置いて自主納付ができるようなアドバイス、また、支援ですね、そういうことを丁寧に行っていく必要があることを訴えてまいりました。

今、この多重債務問題を抱える市民への早期対応、こういうものが本市に限らず、全国的に喫緊の課題でございますが、その問題が大きくなるのを本気で防ぐには、貧困であったりだとか悪循環、そういうものに陥った人の自立を助ける地道な努力しかない、このように指摘がなされております。

今、保護費や医療費の問題も大きな問題として、どうしていったらいいのかということで、今、市長を初め、皆さん、頭を悩ましているときだと思っておりますけれども、そういうことも含めながら、早目に丁寧に対策をとれば、費用対効果、こういう部分から見ましても高いのではないかと。ですから、自立を支援することに対しまして、この生活再建に異論はないのではないかと。異論はないはずだと、私は考えております。

そこで、これまでの御答弁から、年末までに形は見てくるわけでございますが、改めて、生活再建に関する本市の考え方について確認をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎副市長(島田行信君) はい。債権管理につきましては、私が現在、庁内の検討会の会長を務めておりますので、私からお答えを申し上げます。

小川議員のお尋ねは、市がこれから行おうとしている債権管理は、滞納している人の債権を単に回収するだけでなく、なぜ滞納になったのか、どうすれば滞納が解消されるのかなど、個々の生活実態をしっかりと捉えるとともに、このような市民の生活再建にも取り組むことが必要ではないかと、こういうお尋ねというふうに受けとめました。

現在、収納業務は税制課で扱っているものを除きまして、それぞれの課で扱っております。したがって、滞納に対する事務処理もそれぞれの課が担当しておりますが、各課は通常の業務を行っておりますから、滞納者への対応については、必ずしも、きめ細かな対応ができにくかったと、こういう面もあるという報告を受けております。

新年度に新しい課が設置されますと、次の3点を実施してまいりますので、これによりまして、それぞれの課におきましては、現年度の賦課分の収納状況をより詳細に把握することができるようになりまして、個々の実情に応じた納付相談を行うことが可能となってまいります。

実際に考えている3点を具体的に申し上げますと、1つとしては、各課の債権回収が円滑にできますように、収納事務に対して専門的立場から、指導、助言、支援を行います。

2つ目として、債権回収が困難とされます滞納繰越分などにつきましては、専門性を発揮しながら徴収事務を実施いたしまして、滞納回収に向けた対応を図ってまいります。

3点目として、債権管理に対する全職員の意識の醸成を図りまして、より一層、全庁的に収納対策の向上を図っていきたくと、こんなことでございます。

これによりまして、全体としては、今、それぞれの課で悩んでいること等について、新しい課のほうで引き取っていく事務がありますので、それぞれの課ももう少し時間的な余裕とか、あるいはバックアップ体制が整ってまいりますから、よりしっかりとした対応ができてくるというふうに思っております。

そのほかに、多重債務者のお話もございました。現在、庁内には13課及び社会福祉協議会で構成いたします習志野市多重債務問題対策庁内連絡会というのを設置しておりまして、昨年度は28件の取り扱いをいたしました。新年度、設置される新しい(仮称)債権管理課におきましても、この庁内連絡会あるいは関係各課と連絡・連携を密にいたしまして、市民の生活再建へのきめ細かな対応が図れるように取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

幾ら徴収にたけても、生活再建を見据えていなければ、行政の債権管理としては片手落ちになるのではないかと思います。ただいまの副市長の御答弁は、その認識のもとでの御答弁であったと受けとめさせていただきます。

ぜひ、この市民生活への支援を日常的な業務としている保護課や高齢者支援課、それから、子育て支援課など、現場と言われる部署の声や訴えに、実情ですね、そういうものに耳を傾けていただきたい。特に、現場の実情を一番酌み取りやすいと申しませうか、最前線で働いてくださっているのが保健師さんやケースワーカーさんでございます。そういう方々の専門性だとか、特質ですね、そういうものも生かしながら連携して、最大限に発揮しながら、市民に寄り添う債権管理、こういうものを築き上げられることを、今後とも、それに向けて御尽力をいただきたいと思っております。

また、御答弁にございました習志野市多重債務問題対策庁内連絡会ですか、これにつきましても、余り知られていないような感もいたしますが、今後、どこが所管して発展させていくのか。そし

て、債権管理課との関係はどうなるのか。そういうことにつきまして、年末に向けて、ぜひ御検討いただきたいと思います。

最後になりますけれども、昨日、私どもの清水議員の質問の冒頭にも、お金を残すのか、仕事を残すのか、人を残すのか、1にも人、2にも人という、このような御指摘がございました。そういうことを含めながら、しっかり年末に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上、要望させていただきまして、この問題は終わらせていただきます。ありがとうございました。

最後に、個別の教育支援計画に関する再質問をいたします。

先ほどの教育長の御答弁で、やっと習志野市の教育を統括する立場としての実情に即した感想をお聞きできたことを私は大変評価させていただきます。

しかし、特別な支援を要する児童・生徒の保護者や御家族、教育、また支援にかかわる方々は、この答弁を客観的に、そして、冷静に受け取ることができたのでしょうか。

内容は、私がこの案件を取り上げてから、一貫して訴えてきたことでございます。でありますので、やっとという思いもございますが、今さらという、こういう感も否めなかったのではないかと、私は思っております。

それは、なぜか。既に、子どもたちがこの9年間の間で成長したからでございます。

しかし、多くの保護者は、いつか教育委員会は気づいてくださるだろう。そして、自分たちに歩み寄ってくださるものと希望を忘れずに、今まで待ってまいりました。

今日まで、なぜ支援計画の作成がなかなか前に進んでこなかったのか。このことは、私は、繰り返し、議場を初め、さまざまな場を通しまして、一貫して訴えさせていただいてまいりましたが、また、今回、もう一度、この確認をする意味で、改めて、この9年間を振り返ってみたいと思っております。

この9年間を振り返りますと、一言で申し上げますと、この計画書ですね、私たちは一生懸命、積み上げてきました。しかし、積み上げてきたものが積み重なってこないんです。積み重なるかなと思うと、崩れていくんです。この一言に尽きると思っております。

この言葉で、積み重ならないということは、どういうことを私が申し上げているのか。まず、教育委員会では、人が次々にかわります。こちらは、一つ一つ段階を上るように丁寧にして、理解を求めたく、本当に時には感情的にもなってしまいます。そういう思いをしながらも積み上げてきても、人がかわります。そうしますと、振り出しに戻ってしまうんです。本当に、そこから、また一から御説明をし、御理解を求め。そういうところから始めなくてはならない。こういう悪循環を、私は何度繰り返してきたかと。このことを、まず、強く申し上げさせていただきたい。

学校でも、同様なことが繰り返されてきております。保護者は1年間かけて、本来だったら、新学期に入った早々、せめて1学期中には何とか理解して、子どもの教育を、本当に手だてをつくっていただきながら伸ばしていただきたい、教育を受けさせたいと思っております。

しかし、保護者は1年間かけて、やっと理解を得られたと、このほっとするもつかの間なんですね。担任や校長がかわれば、また一から説明をする。そして、理解を求めなければならない。学期から学期へ、1学期から2学期へ、2学期から3学期へ、また、年度から年度へ、1年生から2年生へ、2年生から3年生へと、中学3年生まで続くわけですがけれども、積み上げてお願いして、積み上げていただきたいことが、また積み上げなければいけないものが積み重なっていかない。これが

学校の実情でございます。また、お話ししたことが正確に伝わらないんですね。逆に、だから誤解を受けてしまうんです。

それで、そういうことの中から、私もよく教育委員会の皆さんと話をしている、疲れるという言葉を使わせていただきましたけれども、本当に孤独感、これは本当につらいです。保護者のお気持ちが私には痛いほどわかるんです。

確かに、学校も教育委員会も頑張ってください。これは、本当に保護者も私もよく理解しております。保護者も、先生が本当に何とかしてあげたいという思いで、一生懸命、子どものことに愛情を持ってくださっていることはよくわかと申しております。

しかし、先ほど申し上げたように、いつまでも、この階段を1段目、2段目、3段目と、この辺のあたりを行ったり来たり、このようなあたりで立ち往生されているのは、子どもの教育環境というのは変わらないんです。子どもたちは、何度も繰り返します。日々、年々、成長してまいります。人や学校が変わろうとも、継続した支援が確保されなければなりません。個別の支援計画というものは、その担保となるものでございます。子どもたちにとっては、自立に向けた道しるべとなる大変重要で必要不可欠なものでございます。

また、逆に、この個別の支援計画がきちんとできれば、子どもや保護者だけではなくて、担任の先生、学校もどれだけ助けられるかわかりません。実際、そういう声が届いております。

習志野市では、今年度、発達相談センターが立ち上がりました。これに向けて、本当に今日まで保健福祉部、こども部、教育委員会が連携しながら、一生懸命、頑張ってきてくださいました。これは、何のために頑張ってきたか。子どもを1年1年、継続してつなげてあげなければいけない。その思いを込めて、継続した支援をライフワークに応じた、継続した支援をしてあげたい。こういう思いから、保健福祉部、こども部、教育委員会が連携して、この支援計画に今日まで御尽力されてきたのではないかと私は認識をいたしております。

先ほどの教育長の御答弁を伺いまして、やっと一筋の光が本当に差し込んできた感じがいたします。このたびの教育長の御答弁は、その契機となる内容でございますし、ぜひ、また契機としていただきたい。このように思います。

長くなりましたが、そこで、5点についてお尋ねさせていただきますが、一括して再質問させていただきます。一括して御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず1点目は、作成が完了していない16名についてでございます。

保護者との合意がとれなかったことを理由として挙げられておりますが、これまでどのような対応をして、どのような反応、この場合は拒否反応ですね、示されたということですが、このことについて、具体的に御説明願います。

2点目、これは非常に気になったのですが、児童・生徒個々の障がいの特性を端的に見極めることが難しい担任との御答弁がございまして。今になって、なぜそのようなことがあり得るのか、本当に私も残念でならないんですが、これまで訴えてきた専門性の有無以前に、保護者は、こういうことの実情はわかっておりましたけれども、大変やるせない気持ちを持ったことと思っております。

そこで、今後、このような状況を解決するために、どのような方針をお持ちなのか、御説明願います。

3点目は、指導主事が指導の手だて等を確認する機会を8月中に設けたとございました。これは、

私も大変評価をしているところがございますが、具体的に、どのような内容で、その成果についてどうであったのか、そういう評価、教育委員会として、どのような評価を下しているのか、御説明願います。

4点目は、個別の教育支援計画の周知に係るパンフレットについてでございます。

正直なところ、余りにも唐突なので驚いております。昨年の予算委員会やこれまでの定例会等でも、これほど重要な施策にもかかわらず、全くと言っていいほど触れられておりませんでした。うがった見方をすれば、何か言わなければと、取ってつけたような感も私は否めません。作成の予算はどうするんだろう。誰がつくるんだろう。そして、本当にできるのか。今年度中にということは私は本当にびっくりしました。本当にできるのか。できないものはできないと、いつもずっと言ってきておりますけれども、本当にできるのかと。いま一度、その辺、何をやろうとしているのかを含めながら、御説明願います。

そして、最後、5点目としては、習志野市の教育委員会は、個別の教育支援計画について、どのような考え、今後、どのような作成方針で臨もうとしているのかについてでございます。

いま一度、私に、また、ここにおられる市議会議員の皆様、そして、傍聴者を含む保護者や御家族、関係者に対して御説明願います。

以上5点、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

◎学校教育部長(辻利信君) それでは、議員から御質問のありました作成できなかった16名についての状況でありますとか、担任への指導・支援、検討委員会の具体的な内容、パンフレットの作成、教育委員会のこれからの方針につきまして、一括して御答弁させていただきます。

まず初めに、個別の教育支援計画の作成について、合意を得ることができなかった状況についてお答えいたします。

合意が得られなかった児童・生徒の課題といたしましては、言語に関する課題、聞こえに関する課題、発達に関する課題、並びに身体的なことに関する課題等々が挙げられるわけですが、このような児童・生徒の個々の課題に対しては、具体的で、継続的、計画的な支援をしていくためには、教育支援計画を作成することは大切です。その際、保護者との共通理解ですとか、合意形成を図っていくことが必要になるわけですが、保護者のお考え、御意見の中には、特別支援の必要があるとは思えない。書面に残るため、進路決定に不安が残る。受験の際に心配があるなどなどというものがありません。

その一方、支援の方向性について、担任との方針に違いがあるから不安であるというようなケースもございました。

いずれにしても、学校では、合意していただくために、保護者との個人面談ですとか家庭訪問など、児童・生徒の学校生活での様子をお伝えして、作成を御了承いただくようにお話しすることですとか、保護者会などで個別の教育支援計画の作成への御理解を得る機会を持つことなど、今後も提案をしてみたいというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、個別の支援が必要と捉えた児童・生徒につきましては、指導の方向性や評価の視点を精査し、保護者との思いを共有できるような支援を行うことによって、納得のいく計画の作成に向けて、さらに学校への指導・支援をしてみたいと考えております。

2点目の個々の障がい者を的確に見極めることが難しい担任への指導課の支援について、お答え

させていただきます。

児童・生徒の課題に対して、適切な指導・支援を行うためには、的確な実態把握が重要であると教育委員会では捉えております。

学校内では、前年度の担任のお話ですとか、行動の記録から、指導方針や手だてについての把握を行います。さまざまな観点から、児童・生徒のアセスメントに不安を感じる場合が考えられます。

こうした状況に対して、先ほど、教育長からもお答えいたしました。今年度8月に実施した個別の教育支援計画の検討会や事例研修会、指導法研修会等を通して、担任個々の資質の向上を図ることが大切であると考えております。その上で、校内の協力体制、ほかの専門機関との連携についての強化を図りたいと考えております。

さらに、教育委員会といたしましては、臨床心理士など、専門性を持った職員等も必要ではないかと感じておりますので、今後、関係部局と相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

今年度行った検討委員会の具体的な内容では、どのようなものだったかということについてお答えいたします。

個別の教育支援計画の作成に当たり、指導の手だてを確認するため、検討会を8月の1カ月の間に日程を組み、習志野市総合教育センター内で行いました。

その検討会では、教育支援計画を作成する全児童・生徒252名の教育支援計画を実際に手元に置き、小学校16校、中学校5校の特別支援教育コーディネーター及び特別支援学校担任と教育支援計画の活用がより図られるよう、指導の手だてが個に応じたものになっているのか、具体的な指導・助言をいたしました。

計画作成に当たりましては、子どもの様子をきちんと見取ることですとか、保護者との共通理解の重要性についても、再度、確認をいたしましたところでは。

この検討会につきましては、作成についての自立が図られるまで、今後も継続的に行ってまいりたいと考えております。

4点目です。パンフレットの作成についてお答えいたします。

個別の教育支援計画の内容や活用することの意義を保護者ですとか教職員へ一層の周知を図るために、個別の教育支援計画のパンフレットを作成し、配布を予定しております。

先ほど、議員から突然出てきたお話で、つくれるか心配であるというようなお話をいただきましたが、これにつきましては、早目に周知を図ることがとても大切であるというふうに考えております。今年度中にできる範囲内でパンフレットを作成し、周知徹底を進めてまいりたいというふうに考えています。配布時期といたしましては、今年度1月下旬から2月上旬をめどに、小中学校全ての保護者及び全ての教職員の配布を考えております。強い意思で臨んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、個別の支援計画、早い時期の完了に向けて、教育委員会では具体的にどのような方法を考えているのかということの御質問にお答えいたします。

昨年度より継続している個別の教育支援計画が1学期の早い時期に完成・完了できるよう、前年度の引き継ぎの状況を調査し、手続のおくれている学校には、引き継ぎの滞っている課題につ

いて指導・助言をしていきたいというふうに思っております。

新年度は、幾つかの事例に対して、具体的な進め方を記入した教師向けの説明書を作成し、全教職員に配布することで、学級担任が教育支援計画の作成や運用に取り組むときの参考になるのではないかとこのように思います。

平成23年度より、5月中旬から6月にかけて、支援計画を引き継いでいる新入生への巡回訪問を実施してまいりました。平成25年度は、4月の初旬に、教育支援計画の作成、周知のために、学校を巡回し、その後、5月か6月の巡回訪問の際に、新入生ほか作成がわかれている子どもへの指導を行うということを予定として考えています。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

昨今、学校での陰湿ないじめ問題、そして、先日も子どもに対する虐待件数が過去最高に達してしまいました。こういった痛ましい報道が連日続いております。子どもを取り巻く環境がますます厳しくなる中で、ある識者がこうした時代に求められるのは、価値観の転換であると。そして、教育においても、社会においても、キーワードは1つ、人であると語られておりました。そして、求められる人材像、これも変化してきているんだと。同じ人間として、ともに苦しみ、悲しみ、喜び、そして連携していける人である。私は、この言葉を伺ったときに、心にしみ入りました。こうした問題は、発達障がいのあるお子さんを取り巻く環境と切っても切り離せない、こういう問題でございます。学校内での無理解から起こるいじめ問題、こういうものに巻き込まれたり、また、そこから不登校に発展していく。そういう問題も全国的に、また、本市においても事実、ございます。そういう可能性が高いと指摘されている発達障がいの問題でございます。

先ほど、学校教育部長のほうから、強い意思を持って臨むと力強い御答弁をいただきました。やはり、そうはさせない。また、そうならないために、どうしたらいいのかと。そういう部分で考えていく必要があると思いますけれども、まず、そういうことを考えると、お母さんやお子さんを孤独にさせてはいけません。安心を与えていける。そのためには、どうしたらいいのか。ここを視点としながら考えていく。ここが大事ではないかと、私は思っております。

先ほどの学校教育部長の御答弁が、私が質問の冒頭に御紹介させていただきました支援計画作成に当たり、担任との面談がない。作成するよう手渡された。担任から納得のいく説明がない。作成しても運用されない。作成の目的がわからない。担任は目的を持って作成しようとしているのか。計画書が作成されているようだが、内容はわからない。また、納得できずに断った。こういうような気持ちをお持ちの保護者に十分応え得るものなのか、その判断につきましては、私自身が保護者に確認してまいります。

最後に、今、この時点で、私の持ち時間はあと5分でございます。この時間を使えば、ただいま御答弁いただきましたことに対して、もう少し詳細に具体的にお伺いしたいこともございますので聞くことはできます。

しかし、今回は、教育委員会がみずから打ち出した方針、この施策でございます。これをそのまま尊重させていただきます。個別の教育支援計画の検討会の実施、臨床心理士の配置、個別の教育支援計画のパンフレット作成及び配布、そして、巡回指導といった具体的な施策は、教育委員会みずからが検証し、検討して打ち出されたものでございます。

今後、その進捗状況を確認していくことをこの場で明言させていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。